

知的財産権概論 第1回

知的財産権とは何か？

たくみ特許事務所
弁理士 佐伯 裕子

知的財産権とは何か？

- 1 はじめに
- 2 財産権とは
- 3 知的財産権とは
- 4 産業財産権とは
- 5 特許庁への出願件数
- 6 法律の基礎知識

最近話題の事件-1:切り餅事件

2010. 11. 30 佐藤食品工業 勝訴 (東京地裁)

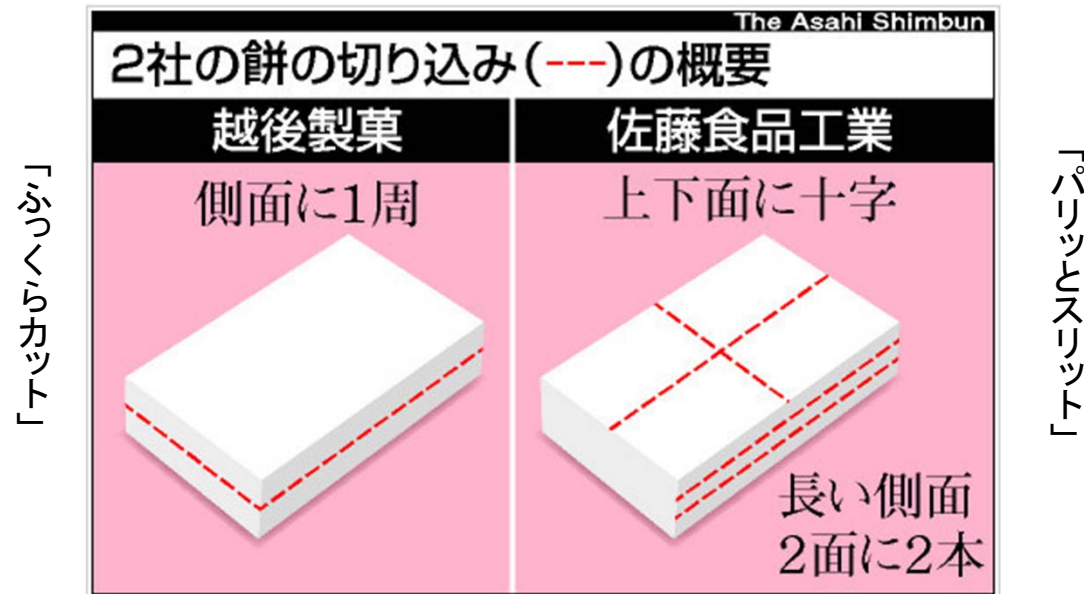
2011. 9. 7 特許侵害認める中間判決 (知財高裁)

2012. 3. 22 越後製菓 勝訴 (知財高裁)

(製造・販売停止 約8億円賠償命令 仮執行、製造装置廃棄命令)

2013. 9. 19 最高裁上告棄却(佐藤の上告申立不受理)

佐藤食品 8億円損害賠償



(<http://www.asahi.com/>より)

最近話題の事件－2：面白い恋人事件

石原製菓（札幌市）



吉本興業

商標権侵害訴訟
（販売差止＋1億2千万支払）

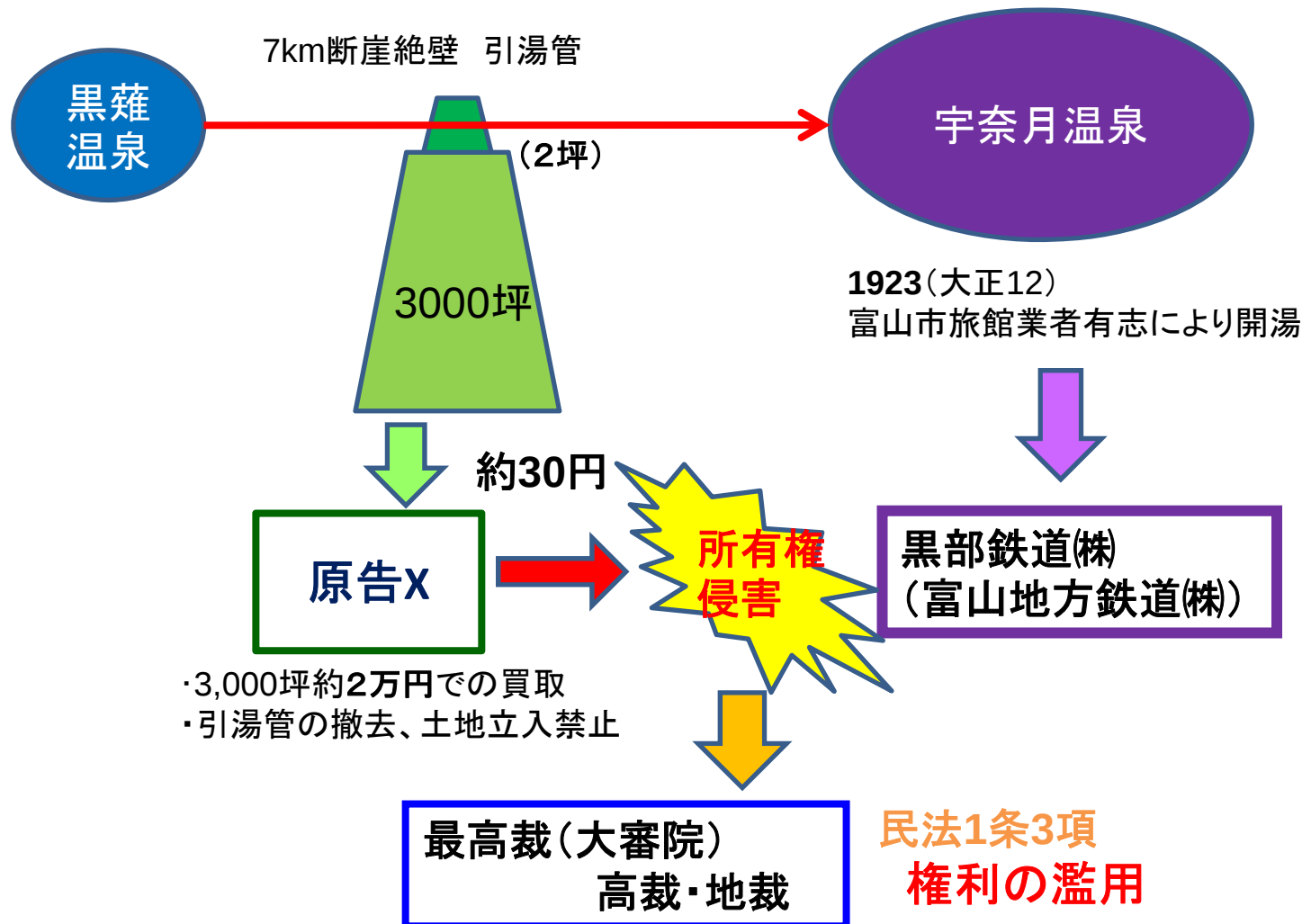
2013. 2. 13 和解成立

リボンのないデザインに変更、関西限定販売



財産権の基本原則：宇奈月温泉事件

大審院昭和10年10月5日判決



知的財産権の種類

		権 利	権利の内容	保護する法律	保護期間
知的財産権	知的創作物	特許権	発明	特許法	出願から20年
		実用新案権	考案	実用新案法	出願から10年
		意匠権	意匠	意匠法	登録から20年
		著作財産権 著作者人格権	芸術、文学、映画、コンピュータ・プログラム等	著作権法	死後50年 (法人は公表後50年、映画は公表後70年)
		回路配置利用権	半導体集積回路の配置	半導体チップ法	登録から10年
		育成者権	植物新品種	種苗法	登録から25年 (樹木30年)
		営業秘密	製造ノウハウ 顧客リスト	不正競争防止法	
	営業標識	商標権	商標 サービスマーク	商標法	登録から10年 (更新あり)
		商号権	商号	会社法・商法	
		商品表示 商品形態	商品表示 地理的表示等	不正競争防止法	形態模倣行為 (販売から3年)



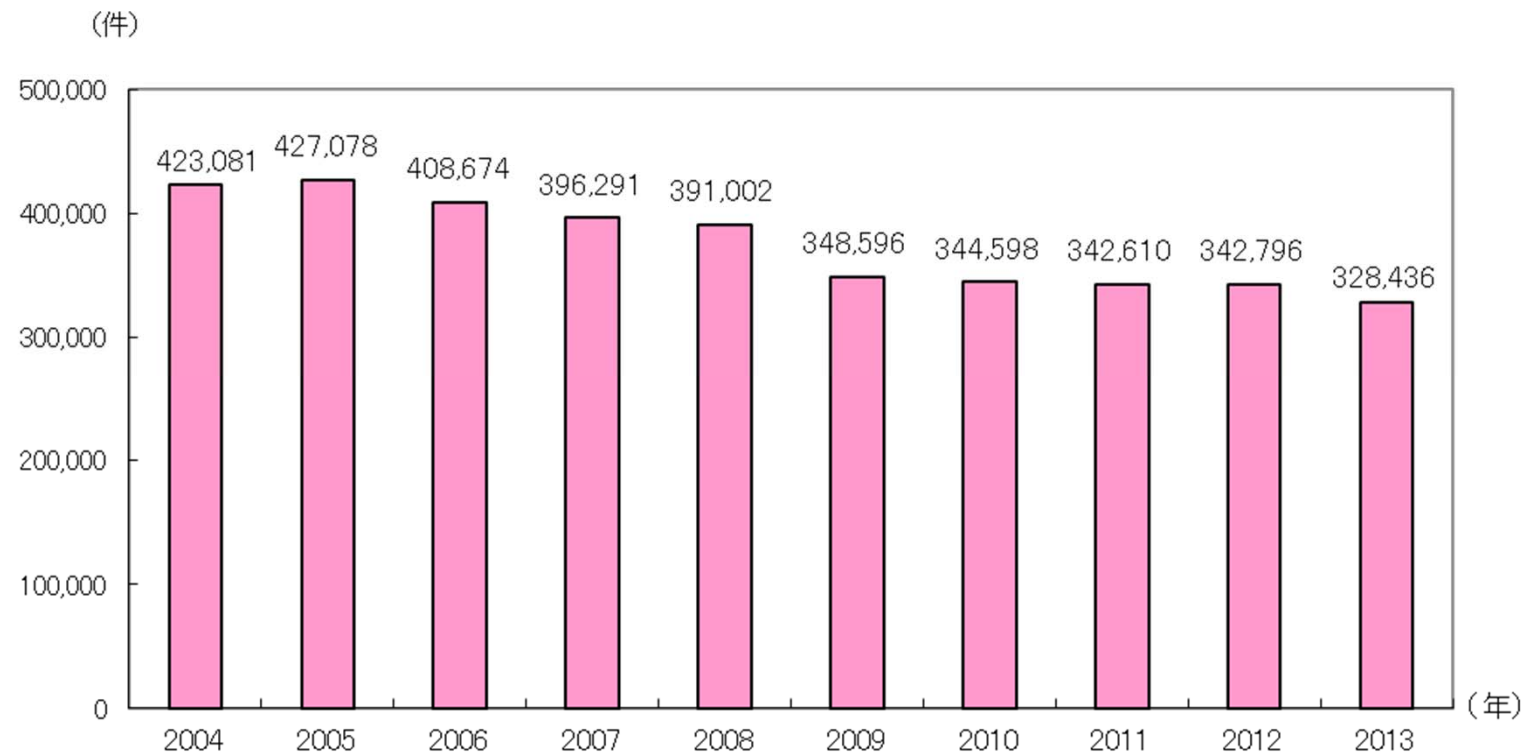
特許庁所管(＝産業財産権)

産業財産権とは？



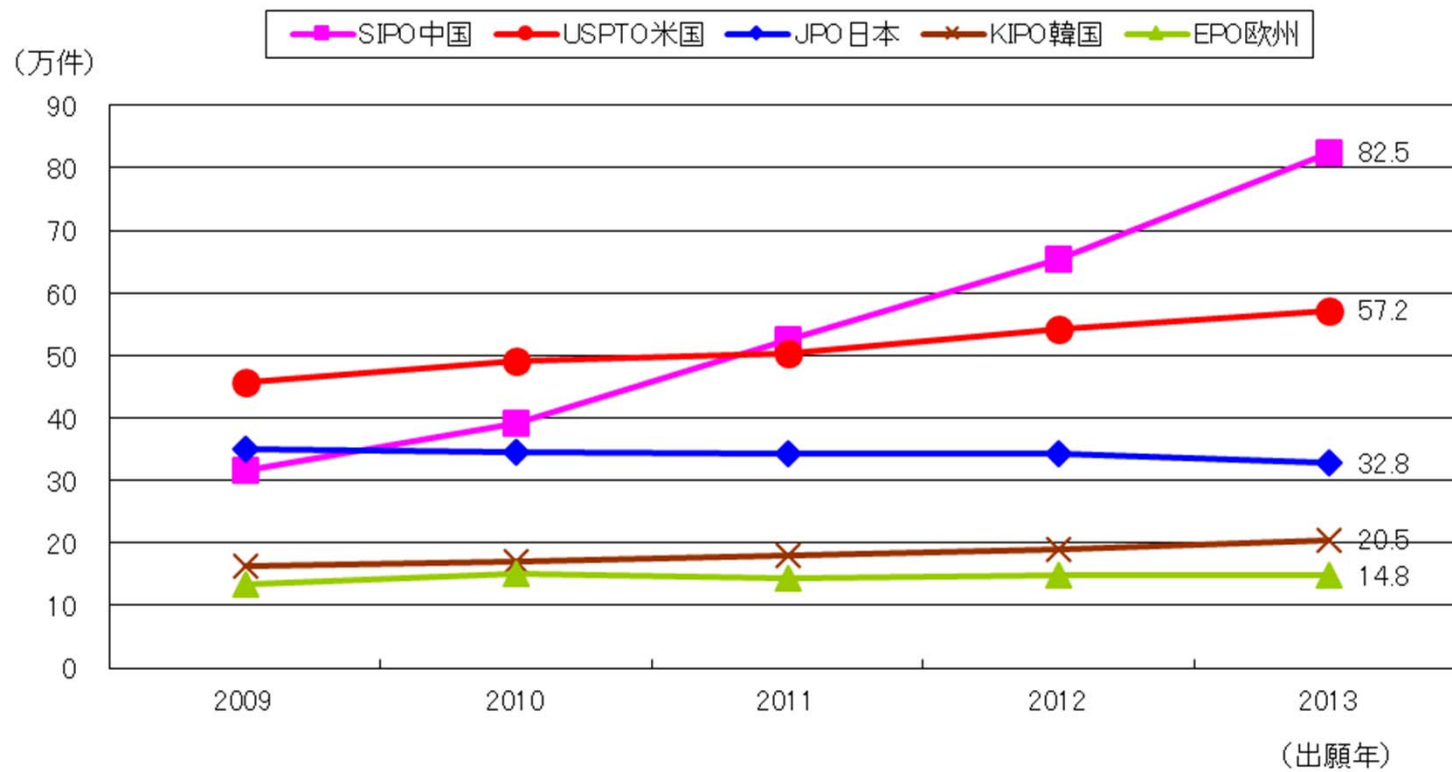
我国の特許出願件数の推移

(特許行政年次報告書 2014年版)



世界の特許出願

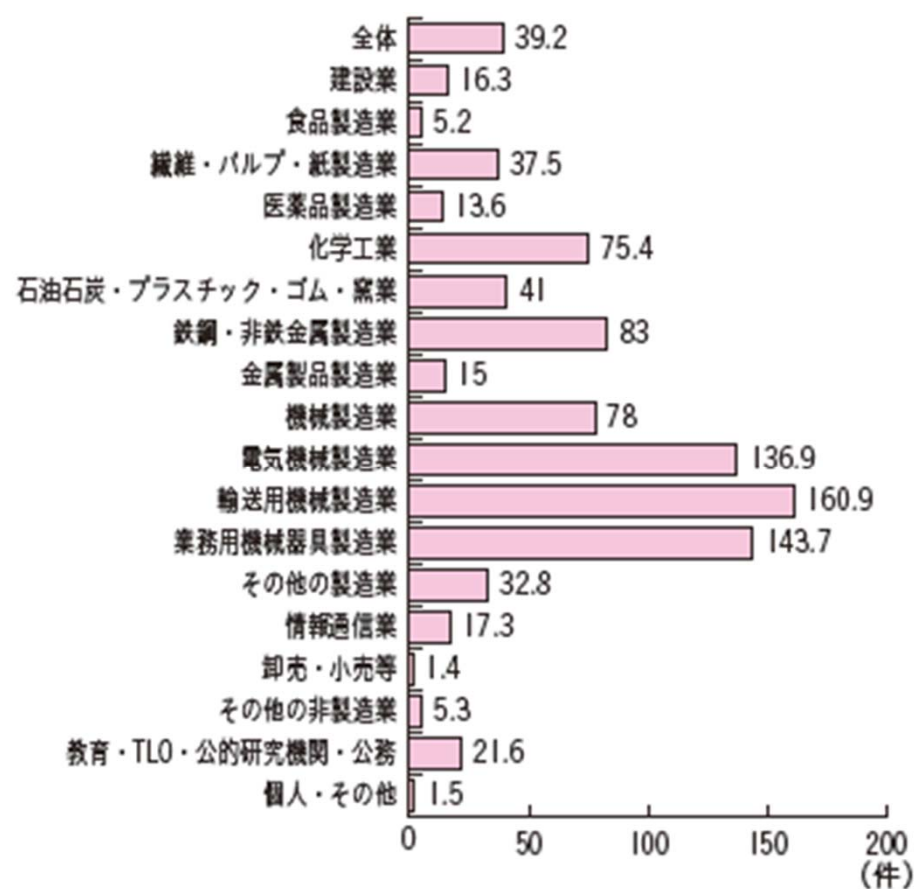
特許行政年次報告書2014年版



業種別特許・実用新案平均出願件数

特許行政年次報告書 2014年版

(資料)特許庁「平成 25 年知的財産活動調査報告書」を基に特許庁作成



企業別出願件数ランキング

特許行政年次報告書 2014 年版

【上位 10 社】2013 年特許査定件数

順位	前年	出願人※	特許査定件数
1 →	(1)	パナソニック	7,063
2 ↗	(3)	キヤノン	5,793
3 ↘	(2)	トヨタ自動車	5,387
4 ↗	(5)	三菱電機	5,362
5 ↘	(4)	東芝	4,604
6 ↗	(8)	本田技研工業	3,743
7 →	(7)	リコー	3,736
8 ↘	(6)	富士通	3,516
9 ↗	(14)	日本電気	3,272
10 ↗	(11)	デンソー	2,910

※共同出願人となっているものも含めて計上。

【上位 10 社】2013 年意匠登録件数

順位	前年	出願人※	意匠登録件数
1 →	(1)	パナソニック	650
2 ↗	(3)	三菱電機	447
3 ↘	(2)	シャープ	357
4 →	(4)	岡村製作所	323
5 ↗	(19)	三星電子	285
6 ↗	(9)	LIXIL	230
7 →	(7)	大日本印刷	217
8 ↘	(5)	本田技研工業	200
9 ↗	(10)	積水樹脂	171
10 ↘	(8)	トヨタ自動車	160

【上位 10 社】2013 年商標登録件数

順位	前年	出願人※	商標登録件数
1 ↗	(29)	サンリオ	474
2 ↗	(3)	資生堂	440
3 ↗	(5)	富士通	355
4 ↗	(8)	花王	314
5 ↘	(1)	コーセー	231
6 →	(6)	大正製薬	219
7 ↗	(11)	明治	215
8 ↗	(18)	クラシエホームプロダクツ	202
9 →	(9)	パナソニック	200
9 ↗	(19)	LIXIL	200

※出願人は、筆頭出願人を指す。

練習：法律用語の使い方

- メインディッシュは、肉料理の仔牛の赤ワイン煮込み()
ローストポーク、()魚料理の舌平目のソティ
()オマール海老の香草焼の中からお選びください。
- 2年1組のAさん()B君、()3年2組のCさん
()D君、至急職員室に来てください。
- 民法772条：妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と()。
- 民法753条：未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものと()。

練習：期間の計算

<例1> 4月18日から3か月



<例2> 11月29日から3か月



<例3> 9月29日から3か月



今日のポイント

1. 知的財産権は、憲法の「財産権」が根拠
2. 法のバランス感覚
権利の濫用はこれを許さない(民法1条)
知的財産権の歯止めは「独占禁止法」
3. 特許法(特別法)は民法(一般法)に優先する。
4. 産業財産権(特許、実用新案、意匠、商標)
目的は「産業の発達」＝国の基本政策
➡ 国（特許庁）が直接的に保護